

1. 実のある二元代表制へ

13番野館泰喜でございます。町長の施政方針演述に関連して、一般質問を行います。

中居町長は火中の栗を拾うためにその身を投じて、3年が経過しました。この間、台風第10号豪雨災害からの復旧復興を最重要課題として取り組んでこられました。そして現在、ハード面については一定の目途がついた状況に至っております。まさに、100点の出来ではないでしょうか。

そのほかにも「災害復旧」を第一としながら「防災・減災体制の強化」「産業・経済の活性化」「健康、福祉、教育の充実」を目標に挙げて、取り組んでこられました。

いずれも、地に足の着いた町政運営は町民の信頼を得るに足る評価を得られているものと確信しております。

今後の町政課題につきましては、今や世界の潮流とも言えるSDGsの考えを取り入れて対応するとしております。その中でも、産業振興を一番の命題と位置付けておられます。この施政方針演述を伺って、まさに「我が意を得たり」の心境であります。

私は、岩泉町議会議員として3期12年の任期を全うしようとしております。その最後の一般質問で、二元代表制における政策決定過程における町当局と議会の関係について質問します。

これまでの関係は、当局の立案を議会で決定するという形で、いわば一方通行的側面が否めません。その緩和策として、重要な新規事業に関しては議会全員協議会で揉んだうえで上程するという形であります。ある種ワンパターンを繰り返して参りました。この形は、基本設計あるいは基本計画をたたき台にしての議論という事になります。その議論は、当日あるいは数日前に資料が配布され、さあ質問、意見はありますか、ということになります。これでは議決権のある議員全員の理解が得られているとは到底思えません。

時代が大きく変遷し、SDGsやウィズコロナ、カーボンニュートラルといった社会環境の持続性を担保しなければならない構造の中で、二元代表の一翼である議会がもっと深く政策決定に関わる仕組みの構築が必要であると思っています。そのために、基本計画着手時点での議会の関与を模索

するべきではないでしょうか。

国の議院内閣制においては、各省庁、本町で言えば各課になりますが、その上に住民代表たる国会議員が大臣という名のもとに君臨しております。さらに、各種専門部会が日々政策を勉強しております。このことによって、政策決定過程が当局と議会をつまびらかに共有されることになっています。

この形を地方自治においても実践できないものでしょうか。二元代表の機能強化の観点からも住民にとって有益なシステムであると考えます。

具体的には、すべからく町長判断にはなりますが、個々の政策案件を種まきの段階から常任委員会等と協議を行う体制をつくるという事です。もちろん、その取捨選択は必要ですが、少なくとも重要課題については、たたき台としての基本計画策定より前にこの協議を行うという事であります。公務員の枠にとらわれない思考の掘り起こしは、昭和、平成の根回し文化の終焉を迎えた今こそ重要なファクターではないでしょうか。

当然、議会への負荷も増していくことは必定であります。

でき得れば議会もそこに対応できるようにシャドウキャビネットに近い専門性を養っていかねばなりません。

持続性を担保していくため、時代に即した当局と議会の関係に一步踏み込んだ改革に着手するよう強く望んでおります。真の二元代表制の確立のために中居町長に先鞭を切っていただきたいと思えます。

これは、中居町長が得意の分野だという確信の下に、その所見を伺います。

2. 企業版ふるさと納税の取り組みは

次に、これからの地方自治に大きな比重になっていくと思われる「企業版ふるさと納税」について伺います。

まず、現時点での町の組織構想とその取り組み方をできるだけ具体的にお示してください。

現在の本町におけるふるさと納税は予想以上の成果を上げています。その実績報告として、1億円に対してどれほどの純利益という言い方は妥当ではないかもしれませんが、何%の歩留まりが見込めるものでしょうか。返礼品は30%

ですが、その他に送料、事務手数料等が発生していると思われます。

それに対して企業版ふるさと納税は返礼規定がありません。寄付企業は申告時に90%の控除ができるというのがメリットだと認識しています。このことから考えますと歩留まり率は企業版の方が勝っていると考えますがその認識に間違いはありませんか。

これからの本町は、人口や学校数の減少等を考えますと交付税収入は減る一方の未来が待っています。その未来に増収を考えるときに、産業振興とこのふるさと納税はその両輪に成り得るのではないのでしょうか。と同時にその両輪に持っていく覚悟が必要であります。現行ふるさと納税と企業版を合わせて5億円の目標を掲げ、そこに向かうための体制整備が急務であります。

ここで考えなければならないことは、全国で一斉に始まるという事であります。現行の実績でも2020年推計値で大阪の泉佐野市と宮崎県都城市は100億円を超えています。県内では北上市が16億円を超えています。これが、さらに

過熱することは必定であります。しかし、本町における企業版のメリットは企業が少ないことにあります。都市圏においては、その域内の企業は参加できませんので全国ほぼ全ての企業が対象になります。いずれ、その取り組みによって2、3年後にはランキングが出てまいります。そして、このランキングは現行ふるさと納税を見ていると毎年大きな変化はありません。つまり、スタートダッシュに成功した自治体がある後も上位を維持しているというのが実態であります。

それ故に、この取り組みは本町にとって大きな意味があります。

その決意を込めて町長の所信を伺います。

13番 野館 泰喜 議員の御質問にお答えします。

まず初めに、実のある二元代表制についてですが、本町は、この10年の間に東日本大震災、二度の台風災害、そして新型コロナウイルス感染症対策と、振り返ってみますと2年半に一度の災害対応などに当たってきたところでもあります。

特にも台風第10号豪雨災害は、現在の岩泉町が誕生して以来の未曾有の大災害でありましたが、町発注の復旧工事は、本年度をもって一定の目途が立ったところでもあります。

この間、議会におかれましては、意思決定機関としての役割やその機能を十分発揮していただき、さらには大所高所からの御支援、御協力を賜り、スピード感を持って復旧・復興に取り組むことができましたこと

に対し、改めて感謝を申し上げるものであります。

しかしながら、この10年間で社会の環境も大きく変化し、かつて経験したことのない人口減少、超少子化・高齢化の波が地方に押し寄せ、持続あるまちづくりを進めて行く上で大きな壁となって立ちほだかり、今後の行財政運営は極めて厳しい状況になるものと認識しております。

激動する経済社会情勢の中で、日々変化する町政課題や、町民の皆様の様々な要望に対し、財政規律を堅持しながらどう対応していくかということが、これまで以上に問われる時代に入ったと感じているところであり、まさに示唆に富む御提言だと思っております。

当然にして、地方自治制度における「執行権」と「議決権」相互の役割は尊重しなければなりません。議員も首長も、ともに住民によって直接選挙され、それ

ぞれ住民に対して直接責任を負っております。

その意味では、議員御指摘の政策の決定段階やそのプロセスにおいて、それぞれが対等・独立の立場に立ち、相互に情報を共有し、議論を深めていくことは非常に重要であり、町益につながるものと考えておりますので、今後においても、政策形成の過程や政策の実施過程に多面的に参画していただくよう議会の御理解も賜りながら検討してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、企業版ふるさと納税の取組についてありますが、まず令和3年度の組織構想がありますが、所信でも申し上げましたとおり、今後人口が減少する中、また本町の歳入の大宗をなす地方交付税も昨今の情勢を考慮しますと不透明な状況にあり、一層の自主財源の確保に取り組む体制の強化が必要であると考えております。

議員御案内のとおり、これまで別々の課で担当しておりました「ふるさと納税」と「企業版ふるさと納税」の業務を政策推進課に一元化して担当職員を増員し、それぞれの制度における相乗効果を期待しているものであります。

本町のふるさと納税の状況でございますが、返礼品の返礼割合は3割以下、募集経費は5割以下とするなどの国のルールに基づいて行っており、令和2年度の見込みで申し上げますと寄附額約1億1,500万円に対し、返礼品や送料などの経費は約5,500万円となっており、寄附額に対する率は約48パーセントであります。

これに対しまして「企業版ふるさと納税」は、地方創生応援税制として、寄附企業に対し税制上の優遇措置を設けており、令和2年度からは寄附

額の最大約9割まで税額控除される仕組みとなっておりますことから、寄附企業に対する町の負担が生じないことは、議員御認識のとおりでございます。

企業版ふるさと納税は、個人版のふるさと納税と異なり岩泉町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた重点プロジェクトの事業に寄附金を充て、事業展開することが条件となっております。

本制度の活用は、事業の展開によっては、全国へ向けた町の魅力発信にも繋がり、埋もれていた地域資源を生かした事業の展開など様々な波及効果も期待しているところであります。

既に本町を含め945の地方公共団体が地域再生計画の認定を国から受けておりまして、今後、全庁を挙げて企業版ふるさと納税の確保に取り組んで

まいりますので、議員各位におかれましても御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上で答弁を終わります。